

# 田中しんすけ

## 謹賀新年

みなさんにおかれましては、ご家族・ご友人と健やかに年始を過ごされたことと存じます。今年の干支は戌(つちのえいぬ)。今年は「更にステップアップするためのチャンスが訪れる年」であるとも言われています。訪れたチャンスを逃さず飛躍できるよう、イヌに負けないくらい嗅覚を働かせる年にしたいと思います。



胸を張って  
元気よく!!



福岡市議会議員 田中しんすけ 特別対談 衆議院議員 いなとみ修二

### 新春特別対談ダイジェスト 福岡市政に関する政策意見交換会

#### 市政と国政との連携を強め 市民の暮らしを更に豊かに!

田中: 本日は、現在の福岡市政の状況と課題について意見交換をさせて頂きました。まず、福岡市民の暮らしを支えるという視点からは、国政ではどのような取り組みが考えられますか?

#### 全市的な課題に対して 国の政策で活路を開く!

田中: そう言ってもらえると私たちもとても心強いです。国政との連携を図れる部分は他にも多くあります。例えば、私が昨年6月に議会で質問した**狭すぎる学校体育館への対応**はその一つです。

#### 地域の抱える課題も 国のサポートによる解決を!

田中: 中央区に限ってみても、国の支援が必要なる事業は結構あります。その一つが、私の地元である平尾地区で進められている**県道桧原比惠線(山荘通り)の歩道拡幅工事**です。

稲富: 田中市議からご説明頂いた、福岡市民クラブが掲げている政策集「**会派基本政策2015**」が非常に参考になりますね。この中の**保育士不足への対応や介護職員の処遇改善**などは、まさに国が率先して取り組むべき内容です。また、私は「**教育の無償化**」を公約に掲げていますが、国として義務教育時期の金銭的な負担を減らすことは、福岡市民の家計を支援することにもつながります。

稲富: 学校施設の整備は「**教育投資**」であるとともに、地域にとっても身近な公共事業であると言えます。先ほど、田中市議より**大規模校対策の重要性**を説明頂きました。福岡市の特に都心部は子どもの数も増えています。中央区でいえば、平尾中学校の体育館が狭く、学校行事や部活動に支障をきたしているようです。国でもこのような大規模校対策に活用できる補助メニューを準備しなければなりません。また、昨年末の市議会で、田中市議は学校体育館の改築時に「**木造化も検討すべき**」と主張されていましたね。具体的にそうするかどうかは学校・PTA・地域で協議されることが前提ですが、**学校施設の木造化・木質化**を推進するための国の補助金や交付金も拡充させていきたいと思っています。

稲富: これについては以前から頂いていた宿題でしたね。山荘通りについては、ここ数年で工事が具体的に動き出して、地元商店街と福岡市との間で新たに会議体が設置されたという話を聞きました。今後は、国の社会資本整備交付金の増額はもちろん、**地域や商店街の要望(独自デザインのベンチ・街灯・マンホールの設置など)**を実現できるよう、地元にとって創意工夫を活かせる助成金を検討したいと思っています。



▲他都市(札幌市)における「子ども議会」の様子

### 一般質問

#### 民泊の現状と住宅宿泊事業法について

#### 『安心安全な民泊』に向けて、福岡市の主体的な取り組みを要望!

#### 違法民泊が横行する福岡市

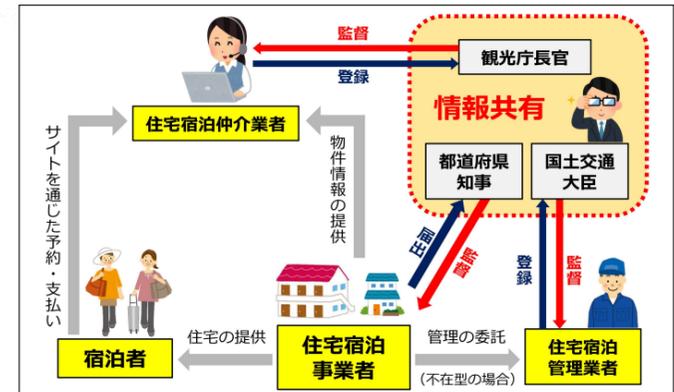
民間の運営する民泊集計ホームページによると、市内の施設数は2,108件(平成29年12月現在)。福岡県内の民泊施設の約94%が福岡市に集中している状況です。一方で、本市内で旅館業法による許可を受けている施設(簡易宿所)は143件しかなく、市内の民泊については、ほとんどが無許可営業であり、そのおかげで市民による苦情や相談が激増している現状が明らかになりました。これは、全国的に他の大都市部でも同じようにみられる傾向です。

民泊苦情 7カ月で99件 昨年度上回る  
福岡市は、昨年10月、民間の運営する民泊集計ホームページによると、市内の施設数は2,108件(平成29年12月現在)。福岡県内の民泊施設の約94%が福岡市に集中している状況です。一方で、本市内で旅館業法による許可を受けている施設(簡易宿所)は143件しかなく、市内の民泊については、ほとんどが無許可営業であり、そのおかげで市民による苦情や相談が激増している現状が明らかになりました。これは、全国的に他の大都市部でも同じようにみられる傾向です。

▲西日本新聞 朝刊(12/14)抜粋

#### 民泊新法が国会で成立

このような現状を受けて、平成29年6月に「**住宅宿泊事業法(いわゆる民泊新法)**」が国会で成立しました。これまで法律で規制することが出来なかった民泊施設仲介業者を登録制として国の監督下に置くとともに、宿泊事業者には監督官庁(現時点では都道府県)への届け出を義務付けるという内容です。この法律が施行されることにより、届出を行っていない宿泊事業者は、民泊施設仲介業者のホームページに物件を掲載できないようになります。



▲住宅宿泊事業法の制度イメージ

#### 民泊新法は事実上の「規制緩和」

平成30年6月に施行されるこの民泊新法は、昨今の外国人観光客の増加や宿泊ニーズの多様化に対応するために、これまでの旅館業法では認めていなかった(=要件を満たしていなかった)戸建てや集合住宅の一室を、宿泊施設として提供できるようにする法律です。また、この新法の下では、従来の旅館業法では禁止されていた住居専用地域での民泊施設の提供も解禁されることになります。他にもフロント設置義務が撤廃されるなど、民泊をめぐる環境については、事実上の規制緩和が行われるといっても過言ではありません。



#### 福岡市に求められる対応

民泊新法は、宿泊サービスを提供する宿泊事業者を法の枠内で監督し、無許可事業者に対しては厳罰をもって処する、というものです。しかし、そのためには、登録事業者への監督、違法営業者に対する摘発・指導のための実効性ある仕組みづくりや組織体制の構築が不可欠です。この法律では、具体的な事務を担う自治体は都道府県が想定されていますが、「**政令市がその事務を担うこともできる**」とも規定されています。また、条例を制定することも可能で、その中で宿泊施設の営業日数や営業エリアを定めることが出来ます。今回の議会質問では、「**県内のほとんどの民泊施設が集中する福岡市が、民泊に関する規定づくりや事務を県に任せて大丈夫なのか?**」「**住宅宿泊事業法の下では、住居専用地域での営業が原則許可されることになる。実態として既にそのような現状があるとしても、それを追認するような形で大丈夫なのか?**」と指摘。住宅宿泊事業法の施行に伴う制度設計については、十分に市民の声を聞いたうえで、福岡市が主体的に関わっていくよう強く要望しました。



### 議会改革

#### 議員の仕事や議会の役割を伝えるために… 『小中学生への特別授業』の実施に向けて

昨年10月、福岡市議会内に議会改革の一環として、議会内に**社会科特別授業実行委員会**が設置されました。選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことに伴い導入が進む**主権者教育**、議員の仕事や議会の役割を知ってもらうという**キャリア教育**というそれぞれの視点から、議会内でも「市内小中学生を議場に招いて特別授業を実施しよう」という機運が高まっていることが背景にあります。

田中しんすけは、この実行委員会に委員長として参加しており、特別授業の実施時期や内容、募集の在り方などについての議論を重ねるところです。

早ければ平成30年度から実施を目指し、小学6年生を対象に市内のすべての小学校に対して募集を行なう方向で議論が進んでいます。



521-3650 m.ap  
暮らしに関する出前講座、やっています!  
田中慎介 昭和53年6月14日生(39歳)  
西高宮小学校 卒業 1991年 アクセンチュア(株) 入社 2004年  
西南学院中学校 卒業 1994年 福岡市議会議員1期 当選 2007年  
筑紫丘高等学校 卒業 1997年 福岡市議会議員2期 当選 2011年  
九州大学法学部 卒業 2001年 福岡市議会議員3期 当選 2015年  
早稲田大学大学院 修了 2004年  
田中しんすけ市政相談所  
〒810-0014 福岡市中央区平尾2-3-21 2F  
TEL:092-521-3650 FAX:092-521-5221  
E-mail:info@tanakashinsuke.jp 田中しんすけ 検索



＜年頭にあたり＞ 謹んで新春のお慶びを申し上げます。昨年は、朝倉市をはじめ大きな被害を受けた九州北部豪雨など、自然の驚異を再確認させられた年でした。教訓を活かし、伸び行く福岡市の成長を市民の命と財産を守るための備えに傾けるとともに、豊かな暮らしと地域の活性化につなげていくため、2018年も気を引き締めて職責にあたって参ります。  
福岡市民クラブ 一同

## 平成29年 第5回福岡市議会(12月定例会)開催

### 平成28年第5回定例会開催

第5回定例会(12月12日～20日)が召集され、平成28年度決算議案の認定と、条例の改正等27議案、補正予算12議案などの39議案が執行部から提案され、審議の上、全議案可決しました。

#### 《主な執行部提出議案》

- \* 補正予算案:人件費等、残余の見込みに対するマイナス補正
- \* 福岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正
- \* 福岡市職員の給与に関する条例の一部改正
- \* 市税条例の一部を改正する条例案
- \* 福岡市中央卸売市場業務条例の一部改正
- \* 福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正



※下記の議案質疑を参照ください。

### 平成28年決算討論

「平成28年度一般会計及び特別会計」並びに「企業会計の歳入歳出決算」について、**認定することに賛成の意を表し、討論を行いました。**

10月の決算特別委員会総会ならびに分科会において述べた、  
・「市営住宅の建て替えにおける都市計画の策定」  
・「避難行動要支援者名簿を活用した個別避難計画の策定支援」  
・「地域猫活動の啓発や支援」  
・「教職員の長時間労働改善」  
・「長期に渡り外洋の船上で生活する市民税減免の検討」  
・「違法民泊への指導と合わせた戦略的なホテル誘致」  
・「給与所得者の年収増につながる施策による市税収入増」  
など、平成28年度決算で議論した内容、改善すべき事業、施策について、費用対効果の視点も含め、平成30年度の予算策定に臨んでいただくよう、改めて要望しました。

### 木材を活用した「新たな体育館づくり」を!

一般質問 [12月13日] 田中 しんすけ (中央区)



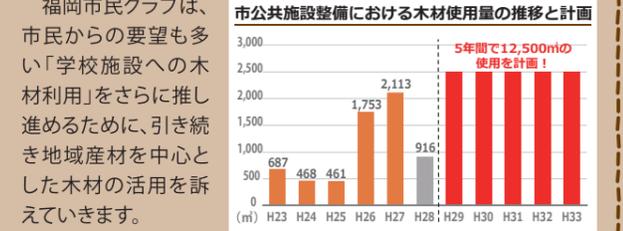
福岡市は、市域面積のおよそ1/3を森林が占めるという、大都市の中では珍しい「森林都市」ですが、その管理はなかなか行き届いていないのが現状です。森を守っていくためには、木を「植える」「育てる」「使う」という**サイクルをしっかりと循環させることが必要**。そのためには「木材を使う」ことが本市にとって重要であることから、今後の木材使用量の拡大に向けた具体的な提案を行ないました。

今回の質問では、**木材使用の方法として、市民からも要望の多い「学校施設」への更なる活用を主張**。とりわけ、本市で狭隘化が深刻な問題となっている学校体育館の再整備にあたっては、他都市で先行している木造体育館の事例を研究し、本市でも整備の可能性を検討するよう要望しました。また、「まずは、横浜市が策定しているような木材使用に関する詳細なガイドラインを、他の関連部局と連携しながら整備すべき」と指摘。農林水産局からは前向きな答弁を得ました。

### 一般質問 POINT !!

#### 公共施設への木材利用拡大に向けて

今年度新たに策定された『福岡市農林業総合計画』の中では、市の公共施設整備における木材使用量の目標値を、平成29年度から33年度までの合計で12,500㎡と定めています。しかし、本市の木材使用量の推移と今後の計画について見てみると、これまでは年間平均の使用量が1,097㎡だったものを、およそ2.5倍の年間2,500㎡にまで拡大するという内容です。実際にこれだけの木材使用を実現するためには、消費拡大という「出口戦略」についても今から検討しておかなければならないことが分かります。



福岡市民クラブは、市民からの要望も多い「学校施設への木材利用」をさらに推し進めるために、引き続き地域産材を中心とした木材の活用を訴えていきます。

### 外国人への伝達手段として“やさしい日本語”を!

一般質問 [12月14日] 阿部 正剛 (東区)



本市では、訪日外国人の増加もさることながら、在住外国人も増え続けており、災害情報や住民サービス、暮らしのルールなどの情報伝達がさらに重要となっています。とはいっても、**多種多様なすべての言語に対応することは困難であることから、“やさしい日本語”を使った表現が有効とされていますが、本市では不十分な状況です**。外国人にこうした情報がきちんと伝わるような取り組みを求めたところ、「外国人が生活するうえで必要なルールやマナー、災害時の情報伝達など、様々な場面で“やさしい日本語”を活用できるよう、手引きを用いるなどして、庁内はもとより、外国人を支援する関係団体等と協議し、活用を働きかける」との答弁を得ました。“やさしい日本語”の例を挙げると、避難→逃げる、危険→あぶない、給水→水をくぼる 等。しかし、日本語を母国語とする我々には馴染みが薄く、不自然と感ずる場合もあることから、理解を深めるなどの周知が必要です。

### 「働き方改革」のモデル企業を福岡市から!

一般質問 [12月15日] 落石 俊則 (東区)



本市の30歳未満の若い世代は、5年前と比べて正規雇用の割合は増加しているものの、非正規雇用が依然として40%を占めています。また、労働相談は、未だ年4600件以上に高止まりし、県内の新規卒者の離職率は全国に比べ、約5ポイントも高くなっています。このような中、「ふくおか『働き方改革』推進企業認定事業」が始まりました。本事業の対象は、本社が市内にあること等の要件があり全企業の約6割に限られますが、働く者の立場に立ち「脱長時間労働」をはじめ、正規雇用の拡大や非正規雇用の待遇改善、「ワーク・ライフ・バランス」の推進を含めた実効性ある「働き方改革」に取り組むことが求められます。そこで、**より多くの企業が「働き方改革」に取り組むよう、啓発と周知を要望**しました。また、立地交付金制度に今回の認定事業の要件を加える等、市内に進出する企業が、**率先して「働き方改革」のモデル企業となるよう誘導**することを求めました。

### わがまち特例をテコに、本市事業の充実求む!

議案質疑 [12月12日] 近藤 里美 (南区)



**わがまち特例**:今改正に基づき新設された「企業主導型保育事業」「市内緑地」に対する固定資産税及び都市計画税の優遇措置について、福岡市は独自の判断により、「企業主導型保育事業」に対する特例割合を最も税負担が軽くなるよう設定することとしました。税負担が軽減されるという特典をうまく活用することによって、保育の定数増につなげていただきたいと思います。

**扶養手当の見直し**:今改正は、社会情勢を踏まえ、配偶者の手当額を引き下げ、その原資で子の手当額を引き上げるものです。市職員の配偶者手当の支給実態をみると男女間で大きな開きがあり、間接的な男女の賃金格差につながっていることが懸念されます。また、配偶者手当がその配偶者の働き方を制限するという矛盾を是正すべく多くの企業が配偶者手当をすでに廃止していることから、今回の条例改正を、配偶者手当の将来的な在り方について、考える機会として欲しいと訴えました。

### TOPICS 「税制」で「事業」を推し進める

平成24年度地方税法改正において、地方自治体の自主的な判断を拡大する観点から、国が全国一律に定めていた軽減割合を地方自治体の条例で決定できる仕組み「地域決定型地方税制特例措置」(通称:わがまち特例)が導入され、今年度の改正において、新たに項目が追加されました。福岡市は新設の企業主導型保育事業も含め、保育関連事業等の税負担を最も軽くするよう独自割合を設定しました。これにより、現在、家庭的保育事業を実施している事業主や、企業で保育事業を実施、あるいは検討している事業主にとっては、新たな事業参入や事業の拡大の検討につながります。

行政が直接事業を実施するだけでなく、税制措置を通じて民間の力を効果的に活用し、各種事業の充実につなげることができます。



#### ＜市税条例改正内容＞

項目	地方税法(国)	福岡市
家庭的保育事業等	1/3～2/3 (基準1/2)	1/3
企業主導型保育事業 <b>NEW</b>	1/3～2/3 (基準1/2)	1/3
市内緑地 <b>NEW</b>	1/2～5/6 (基準2/3)	2/3

### 福岡市民クラブ

会派基本政策の実現に向けて、

### 鋭意活動中!



### 平成30年度 予算要望を市長に提出!!

12月11日(月)、福岡市民クラブ9名にて、高島市長に「平成30年度予算要望」を提出しました。要望は、我々の掲げる「会派基本政策2015」(※)の実現に向けて、生活保障戦略・成長戦略・地域主権戦略の全73項目143施策を要望しました。

- 主要要望施策を具体的に挙げると、
- 生活保障戦略**では、①子どもの権利保障 ②待機児童・未入所児童の解消 ③社会的養護体制の充実 ④元気な高齢者のまちづくりの推進 ⑤安心できる労働環境の整備 ⑥防災対策および災害時の要援護者に対する支援など。
  - 成長戦略**では、①港湾物流機能の強化 ②首都機能バックアップをにらんだ企業誘致の推進 ③農業・水産業の振興と林業の再生 ④ヒートアイランド対策 ⑤公立夜間中学の設置 ⑥教師が子どもに向き合う時間の確保など。

■**地域主権戦略**では、①市民に開かれた市政の推進 ②男女共同参画の推進 ③市民参加型の行政改革会議の設置 ④若年者の地域参加促進 ⑤非核・平和都市の推進と平和について学ぶ機会の拡充など。私たちの要望が、平成30年度予算に反映されるよう、3月の予算審議に向けてしっかりと準備を進めていきます。



※会派基本政策2015については、福岡市民クラブホームページに掲載いたしております。